

## 平成29年第4回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成29年4月27日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第10号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第11号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第12号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願いについて  
日程第7 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて  
日程第8 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い  
について
- 5 出席委員(16名)

1 番 岩 田 高 雄	2 番 三 田 武 司
3 番 中 村 勝 司	4 番 野 口 和 広
5 番 比留間 梅 男	6 番 橋 本 貴 夫
7 番 森 田 真 一	8 番 町 田 務
9 番 石 川 文 男	10 番 川 鍋 正 義
11 番 関 田 文 吉	12 番 二 宮 由 子
13 番 内 野 貞 夫	14 番 荒 幡 伸 一
15 番 床 鍋 義 博	16 番 押 本 信 夫
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席した職員  
事務局(1) 小 川 泉                      事務局(2) 岩 田 豊 和
- 8 会議の結果  
報告第10号～第12号について専決処理を確認した。  
議案第7号～第9号について審議した結果、証明を発行することに決定した。

## 9 会議の概要

事務局（１） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数が16、現員数16。16名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。お願いいたします。

（午後 2時00分）

### ◎開 会

議 長 では、ただいまより、平成29年第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（１） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

### ◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は13番、内野貞夫委員、14番、荒幡伸一委員の両名を指名いたします。

### ◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

### ◎報告第10号

議 長 続いて、日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出2件について、専決処理をしておりますので報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第10号 農地法第3条の事案については、所有権の確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

### ◎報告第11号

議 長 続いて、日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出2件について、専決処理をしておりますので報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第11号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第12号

議 長 続きまして、日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出3件について、専決処理をしておりますので報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

2番、3番について、事務局の報告のとおりですので省略いたします。

1番の議案については報告をいただきます。

芋窪地区担当、比留間委員。

比留間委員 乙幡さんの件について報告いたします。

乙幡さんの件については、平成29年4月2日日曜日に、所有者本人の立ち会いのもとで、転用の意思のあることを確認しております。

以上です。

議 長 報告いただきました。

報告第12号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第7号

議長 続きまして、日程第6、議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い5件についてご審議いただきます。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 5件)

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、内堀さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番、中村さんの事案についてご審議いただきますが、2番の事案につきましては私の事案で、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により議事参与が制限されますので、議長は岩田職務代理を指名いたしまして、退席させていただきます。

(中村勝司会長 退席)

議長(職務代理) それでは、中村会長に退席をいただきました。中村さんに関する議題につきましては、私が議長を務めさせていただきます。

本事案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(職務代理) 特に意見等もないようですので、証明書を発行することに決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(職務代理) ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

ここで、中村会長の議事参与の制限を解除し、議長を交替させていただきたいと思います。

(中村勝司会長 着席)

議 長 続きまして、申請番号3番、宮鍋隆宣さんの事案についてご審議いただきます。  
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。  
何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号4番、清野さんの事案についてご審議いただきます。  
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。  
何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号5番、宮鍋アキエさんの事案についてご審議いただきます。  
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。  
何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第8号

議 長 続きまして、日程第7、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１） （議事日程に基づき説明 １件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

申請番号１番、栗原さんの事案について審議いただきます。

生前被相続人の栗原さんが農業経営を行っており、引き続き相続人であります栗原さんが農業経営を続けていく適格者であるか、また、申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業従事者の状況について意見を求めます。

奈良橋地区担当、石川さん。

石川委員 それでは、ご報告いたします。

栗原稔さんにつきましては、生前農業に従事していたことをあわせてご報告いたします。

以上でございます。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 特にないようですので、適格者と認定し、適格者証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議ないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行するに決定いたします。

◎議案第９号

議 長 続きまして、日程第８、議案第９号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い１件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１） （議事日程に基づき説明 １件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号１番、尾亦さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり、生前申請者の父である尾亦さんが農業に従事していたかをご判断いただくものです。故障する前に尾亦さんが営農していたかどうかについて、地区担当委

員の意見を求めます。

芋窪地区担当、三田委員。

三田委員 それでは、報告いたします。

尾亦さんにつきましては、故障前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上です。

議 長 地区委員からの意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時39分)